

地方財政計画の役割

地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 1 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 2 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

① 国家財政・国民経済等との整合性の確保

→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。

② 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障

③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

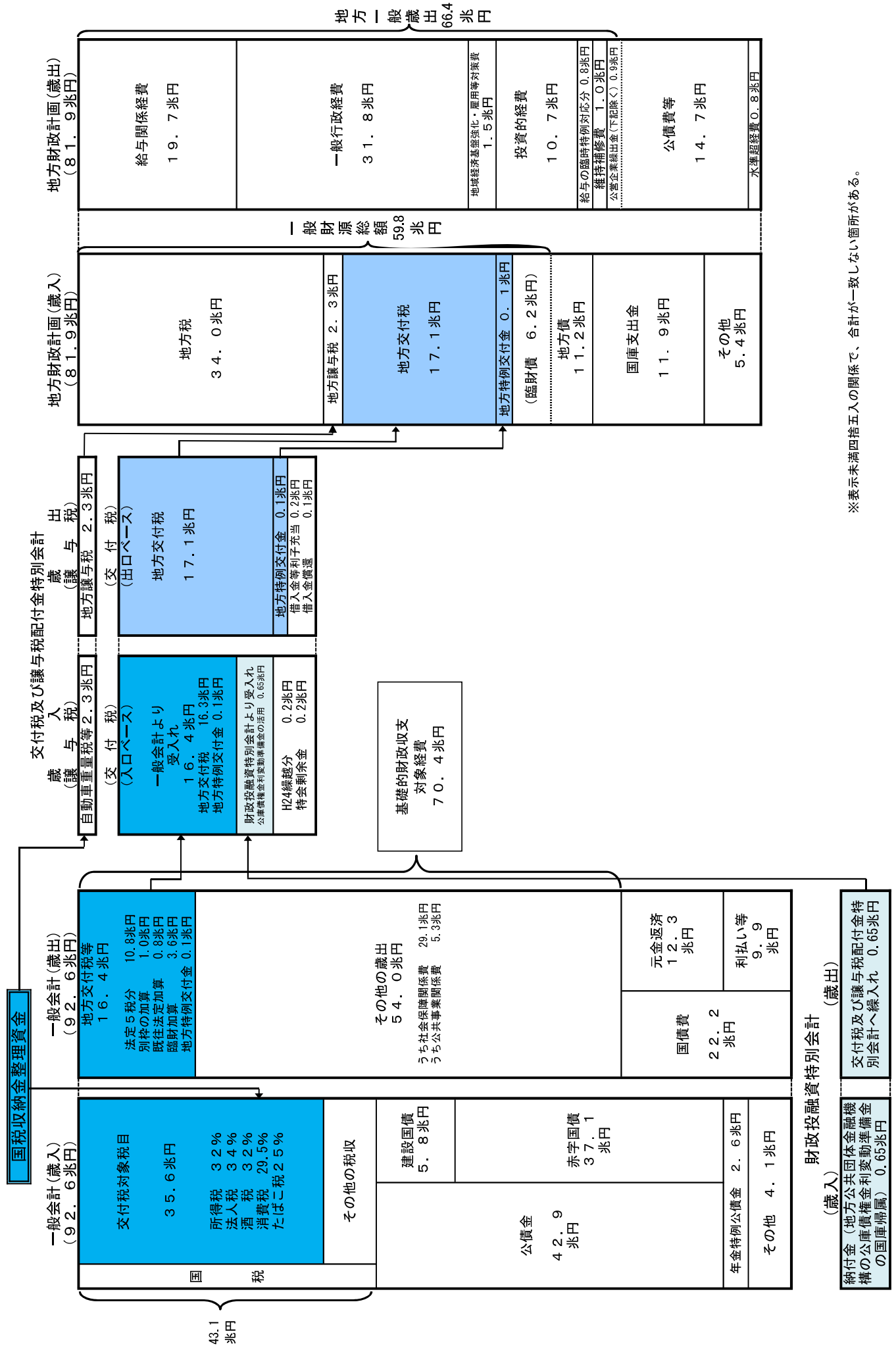
○歳入

- ・超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出

- ・国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成25年度当初）



※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

- 地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて作成の上、国会に提出しているもの。
- 国庫補助関連事業(約29.2兆円)、国が法令等で基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、国が法令でその実施を義務付けているもの(戸籍、保健所、ごみ処理など)が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画（平成25年度）【81兆9,154億円】

(単位：億円)

給与関係経費 197,479	補助 55,777	国費 15,143	地方費 40,634	小中学校教職員等
		48,253		
	地方単独 141,702	その他		戸籍等窓口、福祉事務所、保健所、ごみ処理等
		93,449		
一般行政経費 318,257	補助 163,919	国費 73,369	地方費 90,550	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、後期高齢者医療、障害者自立支援など
		国の事業団等への出資金等 1,519		
	地方単独 139,993	その他		警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、農業・商工業等貸付金、保健所、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など
		138,474		
国保・後期高齢者 14,345	地方費		都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、国保財政安定化支援事業	
地域経済基盤強化・雇用等対策費 14,950	地方費			
投資的経費 106,698	直轄・補助(公共事業等) 56,668	直轄事業負担金 5,874		清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校 など (注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
		国費 24,745	地方費 26,049	
	地方単独 50,030	その他		
公債費 131,078	地方費			
給与の臨時特例対応分 7,550	地方費			
公営企業繰出金 25,753	企業債の元利償還に係るもの 16,376	上下水道、病院(高度医療等)等		
	上記以外 9,377			
その他 17,389				